

## 大磯町中学校部活動検討委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大磯町立中学校が部活動を実施していくことに伴う諸課題について検討するための「大磯町立中学校部活動検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」設置に必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 大磯町立中学校の部活動が、顧問不足や部員不足により、その存続が困難になっている状況を踏まえ、それを打開するための条件整備や今後の部活動のあり方等に関し検討を行うことを目的とする。

### (検討事項)

第3条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 部活動存続困難への対応方策の検討
- (2) その他、部活動存続を困難にしている諸課題についての検討

### (委員会の構成員)

第4条 検討委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大磯町立中学校校長
- (2) 大磯町立中学校PTA会長
- (3) 大磯町立中学校部活動担当教諭代表
- (4) 大磯町教育委員会学校教育課長
- (5) その他、委員長が必要と認めたもの

### (委員長)

第5条 検討委員会の委員長は、委員の互選により選出し、委員長は委員会の議長を務めるものとする。

### (準備部会)

第6条 この委員会を円滑に進めるため、実務担当者による準備部会を設置することができる。

### (庶務)

第7条 この委員会の庶務は、大磯町教育委員会学校教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が検討委員会に諮り定める。